

新設及び移設の手続きの流れ

利用者の方々でごみ集積所の候補地を決める

新設するごみ集積所 1 か所あたり 5 世帯以上が対象です。

利用者がクリーンライフ課へ候補地を相談する

利用者、土地の所有者、隣接する居住者等で協議した後にご相談ください。

職員による現地調査を実施
(候補地周辺の道路状況等を確認いたします)

調査結果をお知らせします

収集不可と判断された場合は、再度、候補地を決めてください。

ごみ集積所（新設・変更・廃止）届出書（様式第1号）をクリーンライフ課へ提出する

様式は市HPからダウンロードできます。
(クリーンライフ課窓口にもご用意しております)

収集開始希望日の2週間前までに申請ください。

収集開始

廃止の手続きの流れ

利用者等で集積所の廃止について合意形成を図る



利用者等で集積所の最終利用日を決める



ごみ集積所（新設・変更・廃止）届出書（様式第1号）をクリーンライフ課へ提出する

様式は市HPからダウンロードできます。
（クリーンライフ課窓口にもご用意しております）